

関係助産機関及び施術機関の方へ

平成26年7月1日の生活保護法改正に伴い

生活保護法の指定助産機関及び指定施術機関制度が見直されます

1 指定助産機関及び指定施術機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件（改正法第49条の2、第55条）

○下記のいずれかに該当するときは、指定助産機関及び指定施術機関として指定されません。

（例）・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

・申請者が、指定助産施設又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

イ 指定の取消要件（改正法第51条、第55条）

○下記のいずれかに該当するときは、その指定が取消され、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止される場合があります。

（例）・指定助産機関又は指定施術機関が、禁錮以上の刑に処せられたとき

・指定助産機関又は指定施術機関が、不正の手段により指定を受けたとき。

2 不適切な事案への対応の強化

ア 過去の不正事案への対応（改正法第54条）

指定助産機関・施術機関の開設者であった者等についても報告徴収や検査等の対象となります。

イ 不正利得の徴収金（改正法第78条）

偽りその他不正な手段により施術の給付に要する費用の支弁を受けた指定助産機関・施術機関は、その返還するべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額が徴収される場合があります。

3 指定事務に係る変更（改正法第55条）

ア はり師・きゅう師

○現行法により登録されているはり師・きゅう師は、平成26年6月30日までに改正法に基づく指定申請手続きを行う必要があります。

※該当する方へ愛知県地域福祉課から書類を送付しております

イ 助産師、あん摩マッサージ指圧師および柔道整復師

○現行法の指定を受けている助産師、あんまマッサージ指圧師および柔道整復師は、平成26年7月1日付けで改正法第55条に基づく指定を受けたものとみなされます。

⇒改正法に基づく指定手続は不要です。

ウ 平成26年7月1日以降に指定助産機関及び指定施術機関の新規指定申請を行う場合

以下の書類を愛知県庁地域福祉課生活保護グループまで提出してください

①申請書

②誓約書

〔改正法第49条の2第2項第2号から第9号までに規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約を記載した書類〕

③免許証のコピー

※申請書及び誓約書様式は愛知県庁のホームページからダウンロードできます。